官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第十三条の規定に基づく公文書等の管理に関する法律第七条第二項の事務所の場所を変更した件（公正取引委一）　二
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件（総務三五）　二
○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分及び財務大臣の定める額を定める件（財務二八）　二
○令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間のモーターボート競走に係る一競走場当たりの開催日数及び開催回数並びに一施行者当たりの開催回数を定める告示（国土交通二二七）　二

〔その他告示〕
○令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会一五）　三
○令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査会の場所及び日時に関する件（同一六）　三
○令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（同一七）　三
○衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を定めた件（衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区選挙長一、同東北選挙区選挙長一、同北関東選挙区選挙長一、同南関東選挙区選挙長一、同東京都選挙区選挙長一、同北陸信越選挙区選挙長一、同東海選挙区選挙長一、同近畿選挙区選挙長一、同中国選挙区選挙長一、同四国選挙区選挙長一、同九州選挙区選挙長一）　四
○次世代育成支援対策推進法第二十条第一項の規定に基づき指定された次世代育成支援対策推進センターの指定を取り消した件（同一七）　四
○食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針（農林水産八三）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通二二八～二三〇）　六
○登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録の件（同二三一～二三五）　七
○登録貨物軽自動車安全管理者定期講習機関の登録の件（同二三六）　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一）　七

〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、有権者申出方、司法書士懲戒処分、犯罪被害財産支給手続開始決定、税理士懲戒処分関係　八

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二六
会社その他

法規的告示

○公正取引委員会告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を変更したので、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

東京都港区虎ノ門二丁目二番三号　虎ノ門アルセアタワー　公正取引委員会事務総局官房総務課内

○総務省告示第三十五号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

令和八年一月三十日

総務大臣　林　芳正

区分	額
物品等の調達契約	四千万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	三十億二千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	三億円
特定役務のうち右記以外の調達契約	四千万円

○財務省告示第二十八号

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）第三条第一項に規定する財務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する財務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

令和八年一月三十日

財務大臣　片山さつき

区分	額
物品等の調達契約	二千万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	九億円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	九千万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	二千万円

○国土交通省告示第二百二十七号

モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）第十五条第一項ただし書並びに第一号及び第三号の規定に基づき、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間のモーターボート競走に係る一競走場当たりの開催日数及び開催回数並びに一施行者当たりの開催回数を定める告示を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間のモーターボート競走に係る一競走場当たりの開催日数及び開催回数並びに一施行者当たりの開催回数を定める告示

一　一競走場当たりの開催日数及び開催回数

競走場名	開催日数	開催回数
桐生競走場	百八十二日	十二回
戸田競走場	百八十六日	二十四回
江戸川競走場	百六十八日	二十四回
平和島競走場	百六十八日	十二回
多摩川競走場	百八十二日	二十四回
浜名湖競走場	百八十九日	十二回
蒲郡競走場	百九十四日	十三回
常滑競走場	百八十日	二十四回
津競走場	百八十日	十二回
三国競走場	百八十日	十二回
琵琶湖競走場	百七十四日	十二回
住之江競走場	百八十六日	二十四回
尼崎競走場	百七十四日	二十四回
鳴門競走場	百七十四日	二十四回
丸亀競走場	百九十四日	二十五回
児島競走場	百八十八日	二十四回
宮島競走場	百八十九日	十二回
徳山競走場	百八十日	十二回
下関競走場	百八十六日	十二回
若松競走場	百八十六日	二十四回
芦屋競走場	百八十日	十二回
福岡競走場	百八十日	二十四回
唐津競走場	百八十六日	十二回
大村競走場	百九十三日	十三回

二　一施行者当たりの開催回数

施行者名	開催回数
みどり市	十二回
戸田ボートレース企業団	十二回
埼玉県都市ボートレース企業団	十二回
東京都六市競艇事業組合	十二回
東京都三市収益事業組合	十二回
府中市	十二回
青梅市	十二回
東京都四市競艇事業組合	十二回
浜名湖ボートレース企業団	十二回
蒲郡市	十二回
常滑市	十二回
半田市	十二回
津市	十二回
越前三国ボートレース企業団	十二回
滋賀県	十二回
大阪府都市ボートレース企業団	十二回
箕面市	十二回
尼崎市	十二回
伊丹市	十二回
鳴門市	十二回
松茂町ほか二町ボートレース事業組合	十二回
丸亀市	十二回
香川県中部ボートレース事業組合	十二回

倉敷市	十二回
備南ボートレース事業組合	十二回
宮島ボートレース企業団	十二回
周南市	十二回
下関市	十二回
北九州市	十二回

中間市行橋市競艇組合	十二回
芦屋町	十二回
福岡市	十二回
福岡都市圏広域行政事業組合	十二回
唐津市	十二回
大村市	十二回

その他告示

○中央選挙管理会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙会の場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

選挙区名	場所	日時
北海道	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十時三十分
東北	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十一時
北関東	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十一時三十分
南関東	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十時三十分
東京都	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十一時
北陸信越	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十時三十分
東海	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十一時
近畿	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十時三十分
中国	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十一時
四国	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十時三十分
九州	東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室	令和八年二月十三日午前十一時

○中央選挙管理会告示第十六号

最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和八年二月八日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査会の場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館　総務省内会議室

日時　令和八年二月十三日　午後一時

○中央選挙管理会告示第十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和八年一月三十日　午後三時

○衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区選挙長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙東北選挙区選挙長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙北関東選挙区選挙長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙南関東選挙区選挙長　門山　泰明

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙東京都選挙区選挙長　門山　泰明

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙北陸信越選挙区選挙長　城島　光力

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙東海選挙区選挙長　城島　光力

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区選挙長　佐々木信夫

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙中国選挙区選挙長　佐々木信夫

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区選挙長　魚住裕一郎

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙長告示第一号

令和八年二月八日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、衆議院名簿届出政党等から届出のあった選挙立会人となるべき者が十人を超えるときにおけるくじを行う場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する第六十二条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月三十日　衆議院比例代表選出議員選挙九州選挙区選挙長　魚住裕一郎

場　所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日　時　令和八年二月六日　午後二時

○厚生労働省告示第十六号

平成十六年厚生労働省告示第二百二十七号をもって告示した次世代育成支援対策推進センターから、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）第十六条第一項の規定により、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第二項に規定する業務を行う主たる事務所の所在地を変更する旨の届出があったので告示する。

令和八年一月三十日　厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	変更前の主たる事務所の所在地	変更後の主たる事務所の所在地	変更の日
大分県経営者協会	大分県大分市中央町二丁目九番二十七号	大分県大分市金池町二丁目三番四号	令和元年十二月二十一日

○厚生労働省告示第十七号

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二十条第一項の規定に基づく次世代育成支援対策推進センターとしての指定を、次の団体について、令和八年一月三十日付けで取り消したので、告示する。

令和八年一月三十日　厚生労働大臣　上野賢一郎

名称	主たる事務所の所在地
北海道商工会連合会	北海道札幌市中央区北一条西七丁目一番地
一般社団法人静岡県経営者協会	静岡県静岡市葵区追手町十番三百三号
徳島県中小企業団体中央会	徳島県徳島市南末広町五番八―八号
大分県経営者協会	大分県大分市金池町二丁目三番四号

○農林水産省告示第八十三号

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和七年法律第六十九号）附則第八条第一項の規定に基づき、同法第一条の規定による改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第三十三条第二項の規定の例により、食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針を次のように定めたので、同条第六項の規定の例により公表する。

令和八年一月三十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化に関する基本的な方針

第１　食品等の持続的な供給を実現するための食品等の取引の適正化の推進の意義

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであるだけでなく、健康で充実した生活の基礎として重要なものである。しかしながら、食料を取り巻く環境は、肥料、飼料等の生産資材費、物流費、人件費等が上昇していることにより、食料の供給に要する費用が増加傾向にある一方で、長期にわたるデフレ経済や実質賃金の低下によって、低価格の商品が消費者に選好され、生産から販売に至る各段階において当該費用を取引価格に十分に反映することが難しい状況が続いてきた。これは、飲食料品等は、一般的に短期間で品質が低下しやすいことなどから、売り手の取引上の地位が弱くなる場合があること、生活必需品にあっては恒常的に売買されるため、消費者の「いつもこのぐらいの値段で購入できている」といった値頃感が意識された取引が行われやすいことに起因していると考えられる。

加えて、売り手の取引上の地位が弱いこと等に起因した食品小売事業者への納品期限を商品特性を考慮せず一律に製造日から賞味期限までの期間の三分の一に設定するといった商慣習や、発注から納品までの期間を必要以上に短く設定するといった商慣習、サプライチェーン全体の関係者の連携なしには改善が進まない物流の課題等により、持続的な食料供給を阻害する過大な費用負担や労働等が生じている。

こうした状況の中で、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、生産から販売に至る各段階において生産性の向上や流通の改善に向けた取組が行われることが重要であるとともに、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者により、食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成が行われる環境整備を進める必要がある。加えて、食品廃棄の抑制、環境負荷低減、サプライチェーン全体での省人化・省力化等につながる商慣習の見直し等を積極的に行うことができる環境整備を進める必要がある。

このため、飲食料品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う食品等事業者及び飲食料品等の生産の事業を行う農林漁業者（以下「飲食料品等事業者等」という。）は、その取引において、

①　その取り扱う飲食料品等の持続的な供給に要する費用等を示して取引条件に関する協議の申出があった場合に誠実に協議に応じること

②　商慣習の見直し等に関する提案がなされた場合に必要な検討及び協力を行うこと

に努めることにより、飲食料品等の持続的な供給を実現するための取引の適正化を促進する必要がある。

特に、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常の生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われずに取引条件が決定される傾向があることなど、持続的な供給に要する費用について認識しにくい飲食料品等については、農林水産大臣がこれを指定するとともに、指定を受けた飲食料品等について持続的な供給に要する費用に関する指標を作成・公表する者を認定してその取組を推進することで、飲食料品等事業者等間の持続的な供給に要する費用を考慮した取引条件の協議を促進する必要がある。

さらに、こうした取引の適正化に関する取組を浸透させていくには、食料システムの関係者、とりわけ消費者からの理解を得られることが重要であることから、国をはじめとする行政機関は、飲食料品等事業者等及び消費者の理解醸成に取り組む必要がある。

第２　飲食料品等の取引の適正化に関し、飲食料品等事業者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

１　食料の価格は、需給事情や品質評価が適切に反映され、当事者間で決定されることが基本であるが、将来にわたって持続的な食料供給を実現していくためには、食料の供給に要する費用を取引価格に反映できる環境を整備する必要がある。こうした環境整備を進める上では、飲食料品等事業者等は、生産、製造、加工、流通又は販売の各段階においてその取り扱う飲食料品等の供給のために要する費用を自ら把握することに努めるとともに、当該費用が取引価格に反映できていないと思料する場合は、取引の相手方に対して取引条件に関する協議の申出をするといった具体の行動を起こすことが重要である。また、協議の申出を受けた者は、飲食料品等は多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有するため、その取引の当事者間で取引上の地位に格差が生ずる場合があることに鑑み、取引の相手方が協議を申し出ることや継続することを断念することがないよう、速やかに対応すること、必要以上に詳細な費用の内訳の提出を求めるなど過度な負担を強いないこと、立場の強さを利用して一方的な取引価格の決定をしないことなどにより誠実に当該協議に応じる必要がある。

２　加えて、商慣習を理由に、取引の相手方に対して、正当な理由もなく、不利益を与え続けることは、食品廃棄だけではなく、廃棄がなければ発生しなかった費用等の負担を強いることとなり、持続的な食料供給に支障を来すおそれがある。さらに、人手不足が深刻化する中で、サプライチェーン全体の関係者の連携の下、食品産業における流通の効率化が図られなければ、同様の事態が生じるおそれがある。このため、飲食料品等事業者等は、その取り扱う飲食料品等の持続的な供給を図るため、商慣習の見直し等が必要であると思料する場合は、取引の相手方に対してその見直しの提案を行うことが重要である。また、前述のとおり取引上の地位に格差がある中で、当該提案に誠実に向き合ってもらえずに取引の相手方が提案を断念することがないよう、提案を受けた者は、速やかに取引の相手方との間で必要な検討を行い、協力できる部分は速やかに実行に移すことが必要である。これらにより、双方が納得できる商慣習等に見直すことが重要である。

３　さらに、これらの協議の申出又は商慣習の見直し等の提案（以下「協議の申出等」という。）を受けた者は、協議の申出等のみを理由として、取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止などの不利益な取扱いを行わないことはもちろんのこと、協議の申出等をした者が納得して受け入れられるよう、検討結果及びその理由について具体的な説明を行うことが必要である。また、双方の認識の齟齬を解消し、問題を未然に防止する観点から、協議等を行った記録を双方で作成し、保管することが望まれる。なお、協議の申出等がしやすい環境の整備に当たっては、売り手からの協議の申出等だけではなく、買い手から積極的に売り手の状況を把握する機会を設けることが重要である。

４　こうした取組の実効性を確保するため、農林水産大臣は、協議の申出等を受けた者が第１の①及び②の努力義務を確実に果たすよう、判断基準に照らして、指導及び助言並びに勧告及び公表の措置を行う。

第３　指定飲食料品等に係る措置に関する事項

１　持続的な供給に要する費用が認識しにくい飲食料品等として農林水産大臣が指定する指定飲食料品等については、取引条件の協議に当たり、参照すべき指標が作成され、当該指標を活用できることが重要である。

このため、指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用の明確化に資するよう、農林水産大臣は、当該費用に関して参照すべき指標の作成及び当該指標の作成に資する資料の収集並びに当該指標の公表する者の認定を行う。また、当該認定を受けた認定指標作成等団体は、飲食料品等事業者等間の取引条件の協議を促進し、最終的な購入者である消費者の理解を得るため、食料システムの関係者に対して指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び当該指標に対する理解増進のための情報の提供を行うことが必要である。

なお、当該指標は、取引条件の協議に当たり、持続的な供給に要する費用を説明する際の参考として活用できるものであって、価格等の取引条件については、これを踏まえた上で当事者間の協議により決定されるものである。

2　指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標については、生産から販売に至る多くの関係者が活用するほか、消費者の理解を得る上で重要なものであるため、公正で信頼できる指標であることが求められる。このため、当該指標の作成に当たっては、当該指標を作成する必要性について関係者の認識の共有が図られた上で、当該指定飲食料品等の生産、製造、加工、流通又は販売のうち、複数の段階の事業者・事業者団体が参画することにより、生産から販売までのいずれかの段階に有利な指標とならないようにする必要がある。さらに、当該指標を作成する認定指標作成等団体が正確な情報提供を受けることができるよう、当該団体の役職員に対して秘密保持義務を課すことにより、当該団体の専門性と独立性を確保する必要がある。

3　加えて、指定飲食料品等の持続的な供給に要する費用に関して参照すべき指標は以下の事項を満たす必要がある。

①　品目ごとの実情を踏まえ、産地、作型、収量、販売地等を設定した上で作成する。

②　品目ごとの実情を踏まえ、生産、製造、加工、流通又は販売の各段階で要する費用を明らかにした上で、それらを積算したものを指標とする。その際、基準となる年の指標を原則として実数により作成した上で、各段階の費用のうち労働費や輸送費等の費目ごとに、公的統計を利用して基準となる年から直近年又は直近月までの間の物価変動率等で補正すること等により、最新の指標とする。なお、当該指標は、生産から販売までに要する費用を積算したものであるため、利潤はその対象外である。

③　指標の作成に当たっては、客観性が担保されるよう、公的統計や農林水産省が行う調査の結果、業界団体等が公表するデータ等を、出典を明らかにした上で可能な限り活用することとし、それらの資料のみでは不足する情報については、認定指標作成等団体が調査方法を明らかにするなど公正かつ信頼できる方法により適切にデータを収集する。

④　指標の公表日からおおむね１年ごとに指標の改定を行う。なお、費用の急激な変化等、特段の事情が生じた場合には、随時改定することも可能とする。

⑤　作成された指標は、品目ごとに収穫時期や取引が行われる時期等を考慮し、適切な公表時期を設定した上で、認定指標作成等団体に加え、指標の作成に参画する者のウェブサイトに掲載する等、食料システムの関係者が閲覧可能な形で公表する。

4　認定指標作成等団体は、指標の作成・公表に当たっては、品目ごとの実情を踏まえ、飲食料品等事業者等が取引条件の協議において地形条件や産地による違い等を考慮して指標を活用することができるよう、工夫することも望まれる。

5　また、認定指標作成等団体は、食料システムの関係者、とりわけ消費者が、指定飲食料品等の持続的な供給の必要性及び指標に対する理解を深めることに資するよう、作成した指標について、生産から販売までに要する費用を容易に認識できるような効果的な情報提供を行うとともに、指定飲食料品等の特性や背景事情をわかりやすく伝える。

第４　食品等の取引の適正化に関し、一般消費者その他の関係者による理解の増進に関する基本的な事項

1　持続的な食料供給の実現を図るためには、飲食料品等の持続的な供給に要する費用の考慮や納品期限の緩和をはじめとする飲食料品等の持続的な供給に資する商慣習の見直し等が重要であり、このためには食料システムの幅広い関係者の理解が必要不可欠となる。このため、農林水産大臣は、関係行政機関と連携して、広報活動その他の活動を通じて、食品等の持続的な供給を実現するための施策に関して関係者の理解を深めるとともに、その施策の実施に関する協力を求めるよう努める。

2　また、食品等は最終的に消費者に購入されることが前提であるため、消費者の値頃感に基づいた価格決定により食品等の供給に要する費用を取引価格に反映できない事態や、定着している商慣習等が消費者の選択行動を背景として見直すことが困難な事態が続けば、持続的な食料供給の実現を図ることが困難となる。このように、消費者の理解がとりわけ重要であることから、消費者は、農林漁業をはじめとするサプライチェーン全体の現場や実情に対する理解を深め、食品等が自らの手元に届くまでにどのくらいの費用が掛かっているのかを意識するとともに、食品廃棄の発生の抑制に資する選択行動をすることなどにより、食品等の持続的な供給に寄与するよう、日々の行動変容を起こすことが望まれる。

第５　その他食品等の取引の適正化の推進に関し必要な事項

1　農林水産大臣は、食品等の取引の適正化が図られるよう、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況その他食品等の取引の実態を把握するため、食品等取引実態調査を実施するとともに、食品等の取引に係る不適正な事案の情報等を受け付ける情報受付窓口を設置する。これらの取組で得られた情報に基づき、第２の４に規定する措置を行うほか、個別の回答者や事業者が特定されないように配慮の上、当該調査の結果や当該措置の対象となった事例等を定期的に公表することにより、当該措置の対象となる行為を明らかにすることで飲食料品等の取引を行う者に対して法令遵守と注意喚起を促すとともに、飲食料品等の取引を行う者が様々な取組事例を把握することで、食品等の取引の適正化を図るために自らが取るべき行動を考えるきっかけを作る。

2　農林水産大臣は、1で把握した情報のうち、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第９項に規定する「不公正な取引方法」に該当することが疑われる事実があると思料する場合には、公正取引委員会に対し、その事実を通知する。また、食品等の取引の適正化を図るため、関係法令を所管する行政機関との情報の共有その他の必要な連携に努める。

○国土交通省告示第二百二十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	滋賀県犬上郡多賀町大字敏満寺字北裏五八三番九四〇番から同県犬上郡多賀町大字敏満寺字矛磨四四〇番までの区間	令和八年一月三十一日〇時

○国土交通省告示第二百二十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において令和八年一月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	区間	後変更前別	敷地の幅員	延長
山陽自動車道吹田山口線	岡山市北区今岡五六二番から同市北区今岡七五〇番まで	後	最大二二五	一一三
		前	最小二一九	一一三
			（メートル）	（メートル）

○国土交通省告示第二百三十号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年一月三十日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
山陽自動車道	岡山市北区今岡五六二番から同市北区今岡七五〇番まで	令和八年二月一日十五時
吹田山口線		

○国土交通省告示第二百三十一号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和七年十二月二十五日	株式会社ロジクエスト	東京都千代田区大手町二丁目二番一号新大手ビル四階	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第二百三十二号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和七年十二月二十五日	一般社団法人こころー	東京都大田区蒲田五丁目一五番八号	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第二百三十三号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和七年十二月二十六日	学校法人天美学園	大阪府松原市東新町一丁目一七番三六号	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第二百三十四号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和七年十二月二十六日	とちぎ安全教育センター株式会社	栃木県宇都宮市鷺の谷町二三四	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第二百三十五号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年一月六日	株式会社大宮自動車教習所	茨城県常陸大宮市下村田二五一八	貨物軽自動車安全管理者講習

○国土交通省告示第二百三十六号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の十六の規定により貨物軽自動車安全管理者定期講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年一月三十日　国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和七年十二月二十六日	独立行政法人自動車事故対策機構	東京都墨田区錦糸三丁目二番一号アルカイースト十九階	貨物軽自動車安全管理者定期講習

叙位・叙勲

○返上の請願

寺澤　次雄　前田　俊武

勲章返上の請願の件許可された（各通）（一月二十日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から令和七年十二月一日ラオス国家主席閣下へ発せられた御祝電に対し、一月十五日御答信があった。

官庁報告

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人小暮輝信の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年１月30日　　名古屋法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１１号

新潟県長岡市十二潟町534番地49
清算株式会社　株式会社東洋冶金
代表清算人　西尾　陽子

１　決定年月日　令和８年１月19日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

新潟地方裁判所長岡支部

令和８年（ヒ）第１号
静岡県焼津市大栄町１丁目９番20号
清算株式会社　株式会社静竹本店
代表清算人　佐藤　直子
１　決定年月日　令和８年１月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１号
岡山県倉敷市大畠1666番地の２
清算株式会社　株式会社ＨＳ
代表清算人　永山　久徳
１　決定年月日　令和８年１月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第２号
岡山県倉敷市大畠1666番地の２
清算株式会社　株式会社ＨＲ
代表清算人　永山　久徳
１　決定年月日　令和８年１月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第６号
奈良県宇陀市室生龍口138番地
清算株式会社　株式会社たたみ工房たなか
１　決定年月日　令和７年12月10日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
奈良地方裁判所葛城支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２０７２号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＴＸ－Ｓ１号株式会社
代表清算人　小木曽文昭
１　決定年月日　令和８年１月16日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の権利変更
協定債権（以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という）については、以下のとおり権利変更を受ける。
⑴　債権債務の確認
ＴＸ－Ｓ１号株式会社（以下「会社」という）が各協定債権者に対し負担している令和６年11月30日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。
⑵　協定債権者による債務免除
協定債権者は、本協定の認可決定が確定したときは、会社が協定債権者に対して負担する一切の債務を免除する。
⑶　新たな財産が発見された場合の追加弁済
会社は、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、山﨑芳文を除く各協定債権者（以下「本協定債権者」という）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙協定別表の「配当基準額」で按分して支払う。この場合においては、前記⑵の規定により会社が受けた債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
２　弁済の方法（上記１⑶に該当する事実が発生した場合）
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　本協定債権者の弁済受領不能等
会社は、本協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０７３号
東京都千代田区麹町４丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ＴＸ－Ｓ２号株式会社
代表清算人　小木曽文昭
１　決定年月日　令和８年１月16日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権の権利変更
協定債権（以下当該債権に係る債権者を「協定債権者」という）については、以下のとおり権利変更を受ける。
⑴　債権債務の確認
ＴＸ－Ｓ２号株式会社（以下「会社」という）が各協定債権者に対し負担している令和６年11月30日時点の債権元本、利息及び遅延損害金の合計額は、別紙協定案別表の「債権額」欄記載の額であることを確認する。
⑵　協定債権者による債務免除
協定債権者は、本協定の認可決定が確定したときは、会社が協定債権者に対して負担する一切の債務を免除する。
⑶　新たな財産が発見された場合の追加弁済
会社は、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、ＴＸ－Ｓ１号株式会社及び山﨑芳文を除く各協定債権者（以下「本協定債権者」という）に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙協定別表の「配当基準額」で按分して支払う。この場合においては、前記⑵の規定により会社が受けた債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
２　弁済の方法（上記１⑶に該当する事実が発生した場合）
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　本協定債権者の弁済受領不能等
会社は、本協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００８号
横浜市神奈川区新子安１丁目32番５号
清算株式会社　ＳＫ興産株式会社
代表清算人　松本　善司
１　決定年月日　令和８年１月16日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、協定債権額並びに清算株式会社解散日以降に発生する利息及び遅延損害金の全額につき、その支払を免除する。
２　清算人は、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った協定債権に係る債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
横浜地方裁判所第３民事部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画取消

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年三月三十一日までにお申し出下さい。

令和八年一月三十日

岩手県一関市八幡町二番四三号
(甲) 社団医療法人西城病院
理事長　水野　生一
岩手県一関市大手町三番三六号
(乙) 医療法人博愛会
理事長　佐藤　隆次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一〇八頁（号外第一四六号）
(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　六十六頁（号外第一四六号）

令和八年一月三十日

福島県いわき市錦町綾ノ町一六番地
(甲) クレハ建設株式会社
代表取締役　佐藤　通浩
福島県いわき市錦町釈迦堂一番地
(乙) クレハ工事株式会社
代表取締役　園部　好文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　六十六頁（号外第一四六号）
(乙) 掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一〇九頁（号外第一四六号）

令和八年一月三十日

福島県いわき市錦町作鞍一四〇番地
(甲) クレハ電機株式会社
代表取締役　児玉　浩二
福島県いわき市錦町作鞍一四〇番地
(乙) クレハ設備株式会社
代表取締役　鈴木　忍

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙) 掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十二日
掲載頁　四十一頁（号外第一三〇号）

令和八年一月三十日

埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目二九二番地一
(甲) ＮＩＴＴＯＫＵ株式会社
代表取締役　社長執行役員　笹澤　純人
新潟県見附市新幸町九番三号
(乙) 日特コイデ株式会社
代表取締役社長　田中　靖人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙) 掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月六日
掲載頁　一三二頁（号外第一二五号）

令和八年一月三十日

東京都千代田区内幸町一丁目五番二号
(甲) 株式会社Ｎｏ．１
(法人番号　8010001136248)
代表取締役　辰巳　崇之
東京都千代田区内幸町一丁目五番二号
(乙) 株式会社Ｎｏ．１デジタルソリューション
(法人番号　1011001090581)
代表取締役　竹澤　薫

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙) 掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十五日
掲載頁　一二二頁（号外第一七〇号）

令和八年一月三十日

東京都千代田区紀尾井町一番三号
(甲) ＬＩＮＥヤフー株式会社
代表取締役　出澤　剛
東京都品川区西品川一丁目一番一号
(乙) ＬＩＮＥ　Ｐａｙ株式会社
代表取締役　前田　貴司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙) 掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十日
掲載頁　五十七頁（号外第一二七号）

令和八年一月三十日

東京都千代田区神田須田町一丁目二四番地
(甲) 株式会社ハーバー研究所
代表取締役　西　幹男
千葉県香取郡多古町水戸一番地七八
(乙) ハーバーコスメティクス株式会社
代表取締役　川田　直

合併公告

左記法人は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.toushin.or.jp/

（丙）https://www.jiaa.or.jp

令和八年一月三十日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目五番八号

（甲）一般社団法人資産運用業協会設立準備法人　代表理事　大場　昭義

東京都中央区日本橋兜町二番一号

（乙）一般社団法人投資信託協会　代表理事　松下　浩一

東京都中央区日本橋茅場町一丁目五番八号

（東京証券会館）

（丙）一般社団法人日本投資顧問業協会　代表理事　大場　昭義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）http://www.parker.hokkaido.jp

令和八年一月三十日

東京都中央区日本橋二丁目一六番八号

（甲）日本パーカライジング株式会社　代表取締役　青山　雅之

北海道苫小牧市字沼ノ端一八番地の一〇二

（乙）北海道パーカライジング株式会社　代表取締役　藤永　恭太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.jtb-cwt.com/company/

（乙）https://www.ts-trvl.jp/

令和八年一月三十日

東京都江東区豊洲五丁目六番五二号

（甲）株式会社ＪＴＢビジネストラベルソリューションズ　代表取締役　原田　雅裕

東京都台東区上野五丁目二四番一一号

（乙）株式会社ＴＳトラベルサービス　代表取締役　伊勢　拓央

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://jp-md.co.jp

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　一二九頁（号外第一四八号）

令和八年一月三十日

東京都港区虎ノ門一丁目二一番一七号

（甲）株式会社ＪＰメディアダイレクト　代表取締役ＣＥＯ　佐野　公紀

東京都中央区日本橋本町四丁目三番六号

（乙）ＹＤＭ株式会社　代表取締役社長　影島　卓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mdenshi.jp/ita01/

（乙）http://www.mdenshi.jp/tkc03/

令和八年一月三十日

愛知県稲沢市菱町一番地

（甲）稲菱テクニカ株式会社　代表取締役　天野　雅章

千葉県松戸市稔台六丁目二番地の一

（乙）株式会社トーカン　代表取締役　西田　隆雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十七日

掲載頁　七頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月三十日

掲載頁　二頁

令和八年一月三十日

兵庫県尼崎市七松町一丁目二番一―三〇四号

（甲）株式会社ファルシオ　代表取締役　菅原　喜規

兵庫県相生市旭三丁目五番一五号

（乙）エイチプラス１１株式会社　代表取締役　竹内　計賀

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月二十七日

掲載頁　七頁

令和八年一月三十日

兵庫県相生市旭三丁目五番一五号

（甲）株式会社エフ・シー・エム　代表取締役　竹内　計賀

兵庫県尼崎市七松町一丁目二番一―三〇四号

（乙）株式会社ファルシオ　代表取締役　菅原　喜規

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十二月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kessan.info/584041935.html

（乙）https://kessan.info/581988991.html

令和八年一月三十日

兵庫県尼崎市元浜町一丁目四五番地

（甲）武庫川化成株式会社　代表取締役　山根　浩

大阪府茨木市蔵垣内一丁目二番一六号

（乙）ラバー・フレックス株式会社　代表取締役　信樂　光男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　十二頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十二日

掲載頁　四十五頁（号外第一三〇号）

令和八年一月三十日

神戸市中央区下山手通五丁目五番五号

（甲）株式会社アジュバンコスメジャパン　代表取締役　田中　順子

神戸市中央区下山手通五丁目五番五号

（乙）株式会社２Ｃ　代表取締役　中村　豊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月二十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　一二六頁（号外第八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　一二〇頁（号外第八号）

令和八年一月三十日
広島市西区楠木町一丁目一五番二四号
（甲）株式会社ウエストエネルギーソリューション
代表取締役　江頭栄一郎
広島市西区楠木町一丁目一五番二四号
（乙）株式会社ウエストＯ＆Ｍ
代表取締役　宮本　隆

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙ともに）
掲載　中国新聞広島版
掲載の日付　令和八年一月二十一日
掲載頁　二十頁
令和八年一月三十日
山口県山口市維新公園三丁目一二番二五号
（甲）山口トヨペット株式会社
代表取締役　中野　文夫
山口県山口市維新公園三丁目一二番二一号
（乙）アジュールオートモビル株式会社
代表取締役　卜部　治久

合併公告

左記会社は合併して甲と丙と丁と戊と己の権利義務全部を承継して存続し乙と丙と丁と戊と己は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.meitetsuunyu.co.jp/gkokai/shikokumeitetsu/index.html
（乙）http://www.meitetsuunyu.co.jp/gkokai/shikokumeitetsunso/index.html
（丙）http://www.meitetsuunyu.co.jp/gkokai/tokushimameitetsu/index.html
（丁）http://www.meitetsuunyu.co.jp/gkokai/matsuyamameitetsu/index.html
（戊）http://www.meitetsuunyu.co.jp/gkokai/kouchimeitetsu/index.html
（己）http://www.meitetsuunyu.co.jp/gkokai/nanyomeitetsu/index.html

令和八年一月三十日
愛媛県松山市空港通四丁目五番五号
（甲）四国名鉄運輸株式会社
代表取締役社長　長谷川　靖
香川県丸亀市飯山町西坂元四七二番地一
（乙）四国名鉄運送株式会社
代表取締役社長　越智　昭博
徳島県板野郡松茂町中喜来字堤外九〇番地二
（丙）徳島名鉄急配株式会社
代表取締役社長　越智　昭博
愛媛県松山市空港通四丁目五番五号
（丁）松山名鉄急配株式会社
代表取締役社長　越智　昭博
高知県南国市三和琴平二丁目一六三八番地七
（戊）高知名鉄急配株式会社
代表取締役社長　坂井　秀一
愛媛県大洲市徳森字渡り一三三九番一
（己）南予名鉄急配株式会社
代表取締役社長　越智　昭博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月一日
掲載頁　一六九頁（号外第一五〇号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　一九〇頁（号外第一四六号）

令和八年一月三十日
北九州市小倉北区西港町一六番地
（甲）日鉄高炉セメント株式会社
代表取締役　江頭　秀起
北海道室蘭市仲町六四番地
（乙）日鉄セメント株式会社
代表取締役　佐坂　晋二

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＭＯＮＯ－Ｘ（乙、東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一七階）のＡＩ事業に関して有する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://mono-x.com
令和八年一月三十日
東京都港区六本木六丁目一〇番一号六本木ヒルズ森タワー一七階
株式会社ｋｏｚｏｋａＡＩ
代表取締役　藤井　星多

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の防災事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.furukawaelectric.com/zaimu/kanren/aew153.htm
（乙）https://www.furukawaelectric.com/zaimu/kanren/ftm603.htm

令和八年一月三十日
神奈川県横浜市青葉区あざみ野南二丁目一番一六号
（甲）古河電工パワーシステムズ株式会社
代表取締役　大野　和哉
神奈川県平塚市東八幡五丁目一番八号
（乙）株式会社古河テクノマテリアル
代表取締役　花谷　健

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する大和自動車交通豊島株式会社（住所東京都北区豊島五丁目一番三二号）に対して当社のタクシー事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和八年一月二十七日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月三十一日
掲載頁　一七七頁（号外第一七五号）
令和八年一月三十日
東京都北区豊島五丁目一番三二号
大和自動車交通王子株式会社
代表取締役　澤田林三郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十二日であり、組織変更後の商号は株式会社ＢＥＨＩＮＤ　ＴＨＥ　ＣＡＳＫとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日
北海道函館市元町三二番五号
ビハインド・ザ・カスク合同会社
代表社員　澤田　凌

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月五日であり、組織変更後の商号は株式会社ｈｏｍｅｈａｉｒとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日
栃木県大田原市薄葉一七七六番地二
Ｇ．Ｂ．Ｈ．ｈａｉｒ合同会社
（法人番号　2060003002069）
代表社員　中澤　裕樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

千葉県浦安市弁天四丁目一九番一六号

合同会社ＴＫオフィス

代表社員　山本　貴洋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

東京都板橋区舟渡一丁目一九番一号オータムスクエア二〇一　合同会社モルガン

代表社員　秋葉　雄太

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することといたしました。

効力発生日は令和八年三月一日とし、組織変更後の商号は株式会社ＨＩＲＡＫＥといたします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年一月三十日

東京都渋谷区初台一丁目四五番二号

合同会社ユニテクソル

代表社員　林　達彦

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一六番六号二葉ビル八ｂ　合同会社Ａｄｄ　Ｖａｌｕｅ

代表社員　藤田　隼人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、組織変更後の商号は東海ネクサスグループ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

岐阜県可児市大森二八七一―三

紙ひこうきサードプレイス合同会社

代表社員　田島　雅士

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

兵庫県芦屋市親王塚町一番八号

合同会社ＧＫ　Ｃａｐｉｔａｌ

代表社員　合同会社ＭＩＺＵＫＩ

職務執行者　上月　浩二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

兵庫県西宮市高松町八―二五―一一二〇

ｗｅｂｗｅｂ合同会社

代表社員　中村　真弓

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

福岡県福岡市東区香椎二丁目五番四〇号

合同会社リヒト

代表社員　中島　大輔

効力発生日変更公告

当社は、令和八年二月一日予定の吸収分割の効力発生日を令和八年六月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年一月三十日

東京都渋谷区恵比寿四丁目一七番三号

ファーストトラスト株式会社

代表取締役　松木正一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二二五頁（号外第一六九号）

令和八年一月三十日

仙台市宮城野区苦竹二丁目六番五号

株式会社タイヤワールド館ベスト

代表取締役　安井　仁志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十七億九千九百三十七万五千円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一一二頁（号外第一六六号）

令和八年一月三十日

さいたま市岩槻区古ヶ場一丁目七番一三号

株式会社ＦＲＤジャパン

代表取締役　十河　哲朗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千六百七十八万円減少し五千万円とすることにいたしました。ただし、当社が発行している新株予約権の全部又は一部が資本金の額の減少の効力を生ずる日までに行使された場合には、当該権利行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その減少額全部を資本準備金に振替いたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月三十日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一三号

株式会社ラバブルマーケティンググループ

代表取締役　林　雅之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千百五十万八千二百九十二円減少し、その減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十三日

掲載頁　一一九頁（号外第二八〇号）

令和八年一月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー一九階

株式会社クイーン1

代表取締役　ホァン・イン・ユェン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千九百二十六万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パシフィックセンチュリープレイス八階一七六号室

株式会社ＶＩＳＩＯＮＡＲＩＥＳ７７７

代表取締役　長山太陽男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千百六十一万六千四百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月二十五日

掲載頁　十一頁

令和八年一月三十日

東京都港区六本木七丁目一五番七号

株式会社ＵＰＳＩＤＥＲホールディングス

代表取締役　宮城　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月三十日

東京都港区六本木七丁目一二番二号

株式会社めちゃコミックＧＡ

代表取締役　平田　晋三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://space-compass.com

令和八年一月三十日

東京都千代田区大手町一丁目六番一号

株式会社Ｓｐａｃｅ　Ｃｏｍｐａｓｓ

代表取締役　堀　茂弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百九十九万六千六百五十六円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　六頁

令和八年一月三十日

東京都港区六本木三丁目二番一号住友不動産六本木グランドタワー

株式会社Ｃｏｇｅｎｔ　Ｌａｂｓ

代表取締役　ホワイトウェイ・エリック

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千四百九十万九千六百十五円減少して一億円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルディング一階　株式会社Ｙａｑｕｍｏ

代表取締役　中小司和広

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百万円減少することにいたしました。

減少する資本金の額の全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　七十頁（号外第二八六号）

令和八年一月三十日

山梨県北杜市須玉町穴平八九〇番地一

エムエーティー株式会社

代表取締役　鈴木　正敏

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億四千万円減少し、金六千八百五十九万一千六百九十五円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に、お申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月六日

掲載頁　三十頁（号外第二号）

令和八年一月三十日

静岡県静岡市駿河区敷地一丁目三番三五号

タケ・サイト株式会社

代表取締役　武田　雅成

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十七億五千九百二十一万七千百円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.proto-g.co.jp/proto/library.html

令和八年一月三十日

名古屋市中区葵一丁目二三番一四号

株式会社プロトコーポレーション

代表取締役　白木　亨

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万円減少し八百八十八万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年一月三十日

兵庫県宝塚市仁川高丸二丁目七番一三号

雨のち晴れ合同会社

代表社員　田中　稜

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千九百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一二二頁（号外第一六六号）

令和八年一月三十日

福岡県京都郡苅田町大字苅田字松浦三七八七番地六二

株式会社オートウェイ

代表取締役　倉元　進

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千万円減少し一億円とすることにいたしました。減少する資本金の額全額は資本準備金といたします。

効力発生日は令和八年三月三日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.astmax.co.jp/

令和八年一月三十日

宮崎県えびの市東長江浦字馬場九〇

アストマックスえびの地熱株式会社

代表取締役　牛嶋　英揚

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億八千六百十五万七千円減少し〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月二十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年一月三十日

京都府相楽郡和束町大字白栖小字幸ノ栖二一番地一

有限会社グリーン工房和束

代表取締役　濟藤　正広

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三日を効力発生日として資本金の額を二億三六五九万三千円減少し、その全額をその他資本剰余金とし、資本準備金の額を百億四三六三万二四円減少し、その全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金の額と同額分を合わせて減少し、その全額をその他資本剰余金とし、増加する資本準備金の額と同額分を合わせて減少し、その全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年一月三十日

東京都港区芝五丁目二九番一一号

株式会社ＦＵＮＤＩＮＮＯ

代表取締役　柴原　祐喜

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千十万円、資本準備金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月三十日

東京都新宿区下宮比町一番四号

株式会社ジェイ・ケイ・ピー

代表取締役　大串　啓介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億一千五百万円、資本準備金の額を十億二千五百万円減少し、それぞれ一千万円、〇円とすることにいたしました。

なお、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生につき、募集株式の発行により、資本金の額が十億二千五百万円、資本準備金の額が十億二千五百万円となることを停止条件といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月三十日

東京都港区西新橋三丁目二三番五号

郵船不動産株式会社

代表取締役　大西　英士

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、増額する予定の資本金の額を九千百万円、資本準備金の額を九千万円、それぞれ減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三日を予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年一月三十日

東京都中央区銀座一丁目一四番四号プレリー銀座ビル　株式会社エリクシオン

代表取締役　檜山　和寛

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年二月二十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年一月三十日

滋賀県甲賀市甲賀町滝八七九番地

滋賀県製薬株式会社

代表取締役　安井　俊之

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十六日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年一月三十日

熊本市南区馬渡一丁目二番三〇号

株式会社ベルマーレＳ

代表取締役　井上さなみ

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月十六日を基準日と定め、同日午前九時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年一月三十日

熊本市南区馬渡一丁目二番三〇号

株式会社ベルマーレＴ

代表取締役　井上さなみ

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十六日付けで株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月三十日

山形県西村山郡河北町谷地字月山堂六〇五番地

株式会社荒木建材店

代表取締役　荒木　光廣

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月三十日

東京都港区赤坂七丁目一番一六号

株式会社ウドー音楽事務所

代表取締役　遠藤　敬輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月三十日

東京都新宿区新宿二丁目六番五号

株式会社マーケットスタイル

代表取締役　太田　孝則

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年一月三十日

京都府綾部市青野町下入ヶ口一二番地

タマヤ株式会社

代表取締役　中村　誠

株式交換公告

当社（甲）は株式交換により、ＤＲＣ医薬株式会社（乙、東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー四階）の発行済株式の全部を取得することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年二月二十七日に予定しております。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一七五頁（号外第二四二号）

令和八年一月三十日

東京都新宿区西新宿六丁目五番一号新宿アイランドタワー四階

ＤＲＣ医薬ホールディングス株式会社

代表取締役　岡崎　成実

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である宇田康一郎及びパーワン・バルガヴァが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年一月三十日

インド、バンガロール、インナーリングロード、ドムルール一三九／二五

東京都港区港南二丁目一五番一号品川インターシティＡ棟二八階

Ｓａｓｋｅｎ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ　Ｌｉｍｉｔｅｄ

日本における代表者　宇田康一郎

日本における代表者　パーワン・バルガヴァ

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年三月十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年一月三十日

大阪市西区江戸堀一丁目八番二二号

日本フォーラム株式会社

代表取締役　中本　敦士

吸収合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　一一三頁（号外第一三八号）

令和八年一月三十日

福岡県北九州市八幡東区桃園二丁目七番一号

（甲）大石産業株式会社

代表取締役　山口　博章

福岡県北九州市八幡西区瀬板一丁目十六番一号

（乙）株式会社アクシス

代表取締役　山本　忠司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億七千五百万円減少し十八億二千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/p4rtbmpp/

令和八年一月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＦＡＬ　Ｎｏ．１ＴＭＫ特定目的会社

取締役　熊谷　将旭

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億二千八百万円減少し二十五億二千五百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/h6cawkb8/

令和八年一月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＦＡＬ　Ｎｏ．２ＴＭＫ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億二千八百万円減少し六十四億三百万円とすることにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

https://fspn.alterdomus.jp/notices/nxzjeu2k/

令和八年一月三十日

東京都千代田区丸の内二丁目三番二号郵船ビルアルタードムス・ジャパン株式会社内

ＦＡＬ　Ｇｉｆｕ　ＴＭＫ特定目的会社

取締役　栗本　佳宜

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億五千四百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は令和七年十月十五日付官報の号外第二二九号五十七頁に掲載されています。

令和八年一月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

滋賀竜王特定目的会社

取締役　山本　顕三

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を千九百八十六万七千六百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社の最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0123/index.html

令和八年一月三十日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ハチホールディング特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を二億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月二十二日

掲載頁　七十五頁（号外第二三五号）

令和八年一月三十日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

厚木特定目的会社

取締役　山本　顕三

吸収信託分割公告

株式会社りそな銀行（信託受託者）は、左記のとおり、左記一の信託につき令和八年三月九日をもって吸収信託分割により、信託乙（承継信託）は信託甲（分割信託）の信託財産に含まれる不動産の一部を承継し、信託甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この吸収信託分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、信託の吸収信託をする各信託を特定するために必要な事項

（信託甲　分割信託）

委託者兼受益者

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号

株式会社エスコン

受託者

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

株式会社りそな銀行

信託の年月日

平成十七年三月十日

信託契約の名称

阪急電鉄株式会社と株式会社りそな銀行の間の平成十七年三月十日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更等を含む。）

（信託乙　承継信託）

委託者兼受益者

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番四号

株式会社エスコン

受託者

大阪市中央区備後町二丁目二番一号

株式会社りそな銀行

信託の年月日

平成十八年一月三十一日

信託契約の名称

阪急電鉄株式会社と株式会社りそな銀行の間の平成十七年十月十一日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更等を含む。）

二、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十五条第二号に掲げる事項

財産状況開示資料等については、左記連絡先にご照会願います。

三、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十五条第三号に掲げる事項

該当ございません。

四、吸収信託分割の効力発生後の信託甲及び信託乙の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

詳細については、左記連絡先にご照会下さい。

五、連絡先

東京都江東区木場一丁目五番二五号

株式会社りそな銀行

不動産営業部東京不動産サービス部

電話番号　〇三―六七〇四―一四七〇

令和八年一月三十日

受託者　大阪市中央区備後町二丁目二番一号

株式会社りそな銀行

代表取締役　岩永　省一

正誤

ページ	段	行	誤	正
八		終りから一二	二月一日	三月一日

令和八年一月二十六日（号外第十六号）公布厚生労働省令第七号（健康保険法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）